

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年5月27日

埼玉県知事 大野 元裕 殿



提出者

住 所 埼玉県吉川市大字南広島442番地1
氏 名 わらべや日洋食品株式会社 吉川工場
工場長 山村 雄太
電話番号 048-992-5001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	わらべや日洋食品株式会社 吉川工場
事業場の所在地	埼玉県吉川市南広島442-1
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	食料品製造業
②事業の規模	8,292百万円
③従業員数	440名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	食品製造 ↓ 調理加工→食品残渣→再生処理業者に委託し、発酵→肥料化 汚泥 → “ 発酵→肥料化 廢油 → “ リサイクル 包装→ 廃プラスチック→ “ 廃碎→サーマルリサイクル 金属くず→再生処理業者に委託し、リサイクル

(日本工業規格 A列4番)

(8)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者：工場長

廃棄物担当者：製造1課1名、製造2課1名、資材課1名、管理課1名、工務課1名

役割：「工場連絡会」－廃棄物処理に関する検討（廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。）議長－工場長、メンバー－各課・各係

統括責任者－廃棄物処理方針の策定、工場の廃棄物管理者規定の策定、廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

廃棄物担当者－廃棄物管理状況の把握と改善策の検討、維持管理状況の把握

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】						
産業廃棄物の種類	動・植物性残さ	廃プラスチック	汚泥	混合廃棄物	金属くず	蛍光灯
排出量	410.7t	436.88t	487.29t	75.4t	1.00t	0.04t

① 現状

(これまでに実施した取組)

材料発注時の確認。

製造予想との差、作りすぎによる廃棄の抑制。

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類	動・植物性残さ	廃プラスチック	汚泥	混合廃棄物	金属くず	蛍光灯
排出量	406.59t	432.51t	482.41t	74.65t	0.99t	0.04t

(今後実施する予定の取組)

製造、廃棄システムを利用し、廃棄期間集計を作成し、廃棄数量及び廃棄システムを利用し、材料管理の精度を高め、廃棄処分する量を削減させる。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 朝礼やミーティング等で、社員・従業員の分別の意識を高め、ゴミの減量に努める。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残渣・廃プラスチックなどの廃棄物の種類に応じた色分けした容器にする。また、分別方法の掲示を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(第5面)

		【目標】							
②計画	産業廃棄物の種類	動・植物性 残さ	産プラスチック	汚泥	混合廃棄物	金属くず	螢光灯		
	排出量	406.59 t	432.51 t	482.41 t	74.65 t	0.99 t	0.04 t		
	優良認定処理業者への 処理委託量				t				
	再生利用業者への 処理委託量				t				
	認定熱回収業者への 処理委託量				t				
(今後実施する予定の取組) 各種別ごとの産業廃棄物の排出を0.01%削減。									
※事務処理欄									

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。